

芽室町保健福祉センターが行う業務について（令和3年1月以降）

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第14号）

第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保健・医療・福祉の連携を強化し、市民の多様なニーズに対応する保健福祉サービスの総合調整を推進する事業

総則的規定 → 変更なし

- (2) 市民の健康づくりを推進するため、健康相談、保健指導、健康診査、健康教育、自主的な保健活動の場の提供、その他地域保健に関する必要な事業を行う保健センター事業

健康づくりの推進・保健活動の場の提供 → 変更なし

- (3) 高齢者の自主的活動を助長し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する老人福祉センター事業

老人福祉センター機能 → 変更なし

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター事業

現在、地域包括支援センターは町（保健福祉課）が直営で運営 → 保健福祉課が庁舎に移転するため削除

- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する地域子育て支援拠点事業

保健福祉センターで出張赤ちゃん広場などの地域子育て支援拠点事業を実施中 → 変更なし

- (6) 法第8条第4項に規定する訪問看護事業及び健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業

訪問看護ステーションは、平成30年3月で廃止・終了 → 削除

- (7) 法第8条第7項に規定する通所介護事業

デイサービス事業は、当面現在の場所で開催する → 変更なし

- (8) その他町長が必要と認める事業

総則的規定 → 変更なし

- (9) 社会福祉協議会の行う事業

芽室町社会福祉協議会が令和3年4月から保健福祉センターに移転 → 追加